

# 行政経営会議 事案書

開催日：令和 8 年 8 月 1 9 日（水）  
担当課：まちづくり部 建築指導課

件 名：大和市手数料条例の一部改正について

提出理由：建築計画概要書等の交付方法の変更に伴う費用の見直しに向け、大和市手数料条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景等

- ・現在、請求に基づき窓口で閲覧・交付対応を行っている、建築計画概要書及び建築基準法施行細則で定められた図書（以下、「概要書等」という。）は、大和市情報公開条例の規定に基づき、1 面 10 円として写しの交付費用を徴収している。
- ・このほかに、建築確認などの内容が記録された台帳の内容を証明する台帳記載事項証明書の交付費用は、大和市手数料条例（以下、「条例」という。）に基づき、1 枚 300 円としている。
- ・以上の交付費用について、令和 9 年度から、市民の利便性向上やデジタル化の推進を図る閲覧・交付システムを導入し、請求者が自動交付を受けられる運用に変更していくにあたり、応分の負担を求める手数料へと見直すことが必要となっている。

2. 改正に向けた考え方

- ・概要書等の写し及び台帳記載事項証明書の交付について、閲覧・交付システムの導入に対応した適切な費用を条例で定める。
- ・交付手数料は、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」に基づき、原価負担率を 100% に近づけることを基本としたうえで、政策的な配慮や近隣市の類似の手数料との均衡も考慮に入れ決定する。

- ・交付に係る原価は、総費用（システム運用費＋消耗品費）と過去の請求実績（概要書等の写しと台帳記載事項証明書の件数）から算出する。

3. 改正内容

- ・大和市手数料条例を一部改正し、第 2 条関係の別表に、新たに以下の項目を設ける。

別表（第 2 条関係）

（諸証明、写しの交付及び閲覧関係）

| 番号 | 名称                                                                         | 区分     | 金額    |
|----|----------------------------------------------------------------------------|--------|-------|
| 新規 | 建築基準法第 12 条第 8 項に規定する台帳の記載事項に関する証明及び同法第 93 条の 2 に規定する国土交通省令で定める書類の写しの交付手数料 | 1 件につき | 400 円 |

経 過

S61.4 建築計画概要書の交付を開始

今後の予定

- R8.9 意見公募手続
- R8.12 改正条例議案提出
- R9.4 施行